

保護者各位

慶應義塾中等部 保健室

## インフルエンザ罹患後および体調不良による欠席（早退）後の登校再開時の手続きについて

平素より生徒の健康管理にご理解いただきありがとうございます。  
新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、インフルエンザ罹患後の登校再開時の手続き方法を変更いたします。また、同時に発熱などの体調不良による欠席（早退）後の登校再開時の手続きについて、再度お知らせいたします。

## 1 インフルエンザと診断された場合

昨年度まで、登校再開に際しては、主治医記載による「学校感染症登校許可証明書」の提出をお願いしておりましたが、今後、当面の間、医療機関受診の回数を減らすため、保護者記載による「インフルエンザ経過報告書」の提出へと変更いたします。登校再開時には保護者記載による「インフルエンザ経過報告書」を持参のうえ、保健室へ登校してください。なお、登校再開時の保健室における面接で、学校保健法による出席停止期間の基準「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」を満たしていない場合は登校不可となり、帰宅していただくこととなりますので、ご注意ください。

<経過日数の数え方>

発症日	発症後					
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	—	登校可能

(注) インフルエンザを発症した日および解熱した日は経過日数に含まれません。

## 2 インフルエンザ以外の学校感染症と診断された場合

従来どおり、主治医記載による「学校感染症登校許可証明書」を持参のうえ保健室へ登校してください。

## 3 体調不良のため欠席（早退）した場合

体調不良で欠席（早退）した場合、症状が回復すれば登校可能です。登校再開時には、保健室へ登校してください。なお、 $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上の熱が出て欠席（早退）した場合は、解熱薬を使用せず、解熱（ $37^{\circ}\text{C}$ 未満）した状態が48時間以上経過したことを確認してから登校してください。

\*上記1の「インフルエンザ経過報告書」、2の「学校感染症登校許可証明書」については、学校ホームページ「在校生・保護者」→「各種証明書」よりダウンロードが可能です。2の「学校感染症登校許可証明書」は健康手帳の最終頁にも入っています。

\*上記1～3（すべて）による欠席（早退）後の登校再開時には、8時30分以降に保健室で面接を受けてから、各教室に行くようにしてください。

以上